

優秀賞
(学生部門)

日本の「保守」とは何か

おかべ
岡部 泰河 23歳

学習院大学政治学研究科博士前期課程1年



用語としての「保守」の混乱

今日、日本において「保守」とは何を意味する言葉として理解するべきなのか。私は現在、日本において「保守」という用語は多様な使われ方をしており、その内容が日本社会において曖昧になっていると感じる。

言葉は時代や使用者によって意味を変えるものだが、政治姿勢を示す「保守」の意味に大きく差が生まれるとは考えられない。しかし、日本においては差が生まれるという稀有な現象が起きている。

それを象徴するのは立憲民主党前代表である枝野幸男が自らを保守主義者だと自認していることだ。枝野は『枝野ビジョン』の中で立憲民主党が保守本流の政党であること、そして自身は保守主義者であると自身の立場を表明している。¹ 昨年発売された書籍において保守主義を自認していたにも関わらず、同年に行われた衆議院選挙では保守主義と対立する共産主義政党と選挙で連携するというのとはどういうことなのだろうか。

戦後日本で長年、保守政党の地位にあるのは自民党である。これは冷

1 枝野幸男、『枝野ビジョン』、(文藝春秋、2021)、24。

戦期の保革イデオロギー対立において確立し、もはや不動のものと思われる。一方の立憲民主党は戦後日本において長く野党第一党の座にあった日本社会党の系譜に連なる政党だ。ゆえに立憲民主党内には皇室に対して批判的な意見を持つ議員が一定数存在するが、枝野によれば立憲民主党は「保守」の立ち位置に立つ政党となっている。

現在の日本政治は保守政党の地位にある自民党に対して、革新政党の系譜に連なる立憲民主党も「保守」を自認するという状況が発生している。私はこの状況をもって日本社会における「保守」の意味が混乱していると感じるのだ。

「保守」という言葉は現在、自由に再解釈され都合のいい言葉として使用されているのではないか。これは「保守」という言葉の乱用であり、この状況は「保守」が持つ元来の意味を捻じ曲げる点で問題だ。

なぜ用語としての「保守」は混乱したのか

このような意味の混乱はどうして発生するのだろうか。それは保守主義が共産主義のような教条主義的性格を持つ思想ではないからと考えられる。

共産主義には絶対的な教えが存在する。共産主義者が目指す理想の社会は明確で、手段も暴力革命と定められている。この絶対的な教義が保守主義には存在しないのだ。

共産主義との差について、保守主義を代表する、エドモンド・バークの『省察』の内容に依拠して比較する。

共産主義は現状の社会を大規模に変革しようという意志が存在するが、保守主義は逆に大規模な変革に抵抗する。保守主義において重要なことは祖先から相続してきた制度を活かすことであり、根本から変更することには否定的だ。²

また歴史を尊重する保守主義だが、決して変革の意思を否定するもの

2 エドモンド・バーク、『フランス革命についての省察』、(光文社、2020)、534。

ではない。しかし、積極的に変化を肯定もしない。あくまで消極的に肯定し、変化の内容を審議し漸進的に改革を認めるという寛容の精神が内在している。³

このように保守主義には攻撃的な性格がなく、社会の変更も否定するものではない。この変化を否定しないという性格を持って、保守主義は体系化が難しく様々な解釈が可能な思想だと指摘される。⁴だが、本当にそう言えるのだろうか。

確かに体系化は難しいかもしれないが、歴史上、保守主義者として扱われてきた人物には相応の理由がある。その理由に焦点をあてることで、歴史を通じて変化してきた社会において、保守主義者が守ってきた原理を発見できる。この原理を再確認することで日本の「保守」は明確になり、「保守」の意味の混乱が終息させられると考える。

バークはなぜ「保守主義者」となったのか

今でこそ保守主義の代表的な論者とされるバークだが、彼はイギリス保守党の前身であるトーリー所属ではなく、自由党の前身であるホイッグ所属の政治家だった。バークが保守主義の系譜として語られるようになったのは100年ほど前、ヒュー・セシルの『保守主義とは何か』からである。⁵

セシルはバークを、所属はホイッグであったが実際には保守主義者であったと指摘した。⁶それはフランス革命に対する反応が原因である。

フランス革命はこれまでの既存の社会秩序を破壊し、新たな理念のもと国家を再度作り直そうという点で野心的な計画である。当時のイギリス国内にはフランス革命を評価する立場を取った人物がおり、バークはこれを激しく批判した。

3 前掲、77。

4 犬塚元、「受容史・解釈史のなかのバーク」、中澤信彦・桑島秀樹編『バーク読本―保守主義の父―再考のために』、(昭和堂、2017)、35。

5 前掲、27。

6 ヒュー・セシル、『保守主義とは何か』、(早稲田大学出版会、1979)、28。

このバークによるフランス革命批判が『省察』であり、ここにイギリスの保守主義が明確に表現されている。バーク以前にも保守主義の要素は存在したが、それが社会において意識されたことはなかった。

保守主義は既存の社会秩序を活かすことが主であるため、一定の歴史を経験しないと生まれない。そして、歴史によって築かれた秩序を変革しようという意識が登場しない限り、保守主義が表面化することはないのだ。フランス革命はイギリスにおいて保守主義が表面化することはない可能性を与えた点で脅威であり、セシルはバークの『省察』がイギリスの保守主義の要素を論じた一冊であったとした。

では、バークの『省察』の内容の何が保守主義の要素であるのか。セシルは六つの要素を抽出する。それは「宗教の重視」「改革によって個人が受ける不正義の批判」「身分制の肯定」「私有財産の重視」「国家の有機的理解」「歴史・社会の連続性重視」である。⁷

これらが保守主義における原理であるとするが、これはバーク、セシルといったイギリスに限定される内容であり、これをそのまま日本に置き換えることはできない。保守主義は各国が経験してきた歴史によって組み立てられるものであり、国ごとに守り、維持するものには差が生じる。

しかし、どの国の保守主義者であっても共通して保守する原理があり、それは明確だ。セシルは保守主義者が「憲法」「財産」「既存の社会秩序」を擁護する立場であるという。⁸

日本においてこの三つの要素の内容は何か。これを、歴史を通じて明確にすることで日本の「保守」が浮かび上がり、「保守」の言葉の意味するところが理解できる。

日本の「保守」とは何か

保守主義者の擁護する要素としてまず「憲法」がある。この「憲法」

7 前掲、42。

8 前掲、203。

は現在の日本国憲法のことを指すのではない。日本国憲法による統治は日本史全体で見れば僅か約75年しかなく、そこだけに焦点をあてても日本を一貫する原理を明らかにすることはできない。

「憲法」とは日本国憲法のような成文法だけをさすのではなく、成文法制定以前から存在する慣習も不文法として「憲法」である。イギリスにおいてマグナ・カルタは憲法的な文書として有名だが、セシルはマグナ・カルタをこれまでの諸慣習と古代法を確認したものには過ぎないとする。イギリスは必要に応じて「憲法」を明文化するが原則として不文法による統治原理を、慣習を通じて導き出しているのだ。

すなわち「憲法」とは明文化されたものだけに限らず、明文化される以前から存在し、現在にまで一貫している統治原理をさすのである。この立場に立つ時、日本国憲法の内容が長きにわたり、日本国を統治してきた統治原理に連なるものなのか、連続性を有するのかが問題になる。なぜなら、日本の統治原理に反する内容であれば、日本国憲法は革命的憲法であり、「保守」すべき内容ではなくなるからだ。

イギリスの保守主義者にとって歴史を通じて構築された統治原理こそ「憲法」であり「保守」すべき内容である。アメリカにおいても、保守主義者は建国の父の理念を受け継ぐ形で「憲法」を擁護する。

「憲法」とは歴史を通じて形成された不文法を中心とする統治原理であり、同時に国体をあらわすものである。では、現在の日本国憲法は日本において建国の理念、歴史を通じて構築された国体をあらわしているのか。これは「保守」を考えるうえで重大な問題である。

大日本帝国憲法においては歴史の連続性が重視されていた。それは大日本帝国憲法の御告文からわかる。御告文において明治天皇は大日本帝国憲法を皇祖・皇宗の遺訓を明らかにするものとした。¹⁰ すなわち大日本帝国憲法と皇室典範の制定は歴史の連続性からの逸脱ではないのだ。また、明治天皇も皇室典範と大日本帝国憲法を守ることを御告文で

誓っていることから、日本において天皇は絶対君主ではなく、立憲君主であることが宣言されている。

日本の「憲法」において統治原理を初めて明文化したのが皇室典範と大日本帝国憲法であり、これは歴史の連続性を確認できるゆえに「保守」すべき内容について書かれているものであるといえる。

では、大日本帝国憲法が「保守」すべき国体をあらわす成文法であるのであれば、日本国憲法はどうか。

日本国憲法の内容について、憲法学者の美濃部達吉は天皇を中心とする国家体制であるという現実においては国体の変更はないが、条文において大日本帝国憲法第一条にある天皇が日本国を統治するという文言が変更された点で国体の変更がなされていると指摘した。¹¹

これは重要な指摘である。なぜなら、日本国憲法は制定された時点からすでに日本国の国体をあらわす「憲法」から逸脱した内容であるという指摘だからだ。

この日本国憲法が内在する逸脱の内容を象徴する学説が「八月革命説」である。この学説は宮沢俊義によって提唱され、日本は敗戦によって革命が起きたとされる。¹² 宮沢は、日本は敗戦したことで主権の在処が天皇から国民に移り、天皇による神権主義政治が終わりを迎えたと言張する。¹³

しかし、これは事実ではない。なぜなら敗戦後成立した内閣はGHQからの要望を受けるまで憲法改正を行う動きを見せていないからだ。¹⁴ 宮沢の説に則るのであれば、自発的に憲法改正の動きが出てきてしかるべきだが、日本国憲法の制定過程にはGHQが密接に関わっている。

さらに宮沢の述べる国体の変更についても敗戦が変更の原因とはいえない。むしろ美濃部が述べている通り、現実には皇室を中心とした国家

9 前掲、16。

10 憲法条文・重要文書、国立国会図書館 <https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html> (最終閲覧日 2022年8月30日)

11 美濃部達吉、『憲法概論(新版)』、(有斐閣、1965)、3・4。

12 宮沢俊義、『憲法の原理』、(岩波書店、1967)、376。

13 前掲、386・387。

14 美濃部達吉、『憲法概論(新版)』、5。

体制であり、皇室から権威、権利を奪いさつたのは日本国憲法の制定が原因である。ゆえに日本国憲法の制定こそ法律上における国体の変更であり、「八月革命説」自体も概念上の革命という虚構に過ぎないのだ。

日本において「保守」すべき「憲法」とは日本国憲法ではない。「保守」は日本国憲法が持つ「非国体」を指摘し、歴史の連続性の中で構築された本来の「国体」に沿う憲法を再度制定する、すなわち改憲を求める立場にあるのだ。

その時に模範とするべき成文法は大日本帝国憲法である。大日本帝国憲法こそ先人たちが日本の一貫している統治原理を成文化した憲法であり、「保守」が憲法について考える上で参考にされるべき内容である。

次に「財産」についてであるが、私有財産の肯定は現在においても重要である。フランス革命において行われた財産没収は悲劇であり、罪のない人々がフランス革命の掲げる「自由」「平等」の概念の名の下に抑圧されたのをバークは批判していた。¹⁵

私有財産を否定する政治団体は未だに存在し、一定の支持を得ている。これに対抗し国民の「財産」を保護することも「保守」の立場である。

国家の財政についてバークは、増税が国家への不信を招き滅亡へと向かうという指摘と債務の放置が国家の解体につながるという指摘をしている。¹⁶

バークは自由を尊重する立場だが、これは自由主義やリベタリアニズムと必ずしも同義ではない。バークのいう自由は「機会の平等」であり、これは自由主義の理念と重なる。しかし、バークは政府の役割を否定しない。むしろ肯定している。¹⁷

増税によって国民の私有財産を必要以上に侵害するのは避けるべきである。しかし、国家にしかできない仕事も当然、存在している。この公共に関する仕事については徴税により財源を確保し行うべきである。要するにバランスが大事なのだ。

財政において必ず課税が問題となるが、重要なのは徴税した分の恩恵を国民に還元することであり、公平さだ。また、過剰な徴税による私有財産の侵害は許されず、徴税によって景気に悪影響を与えることも避けるべきである。

「保守」は私有財産を擁護する立場において私有財産を否定する革命政党と対立するだけでなく、政府が過剰な徴税を行うことにも異議を述べる必要がある。それぞれの私有財産は先祖代々受け継いできた相続品であるからだ。

最期に「既存の社会秩序」であるが、日本史を通じて現在に至るまで相続されてきた「既存の社会秩序」とは何であろうか。それは歴史を通じて築き上げてきた文化・伝統に基づく価値観であり、日本においては皇室を中心とした社会秩序に他ならない。

皇室を中心とした社会秩序とは、皇室を国家体制の中心に据えた自由な社会空間を維持することだ。この秩序は日本人が歴史において相続してきた国民精神によって維持され、これが破壊される事態は「保守」としてあってはならない。

日本の歴史は皇室の歴史であり、日本国民と皇室の関係の強さは敗戦後の皇室を巡る議論において明らかだ。敗戦によって共産主義者や占領軍、進歩的知識人が皇室の存在を批判したが、国民は皇室の存続を支持した。東京裁判を経ても日本人の皇室への尊敬が揺るがなかった事実が皇室と国民の強い関係を表している。¹⁸

皇室は歴史的な日本社会、日本国を象徴する存在である。ゆえに象徴するという立場から目には見えない日本国のありようが体現されていると言えるのだ。¹⁹ ゆえに皇室による儀式は宗教的側面を伴うものであるが、それは同時に日本国のありようを表している。

日本は長い歴史を持つ国家であり、皇室も神話に連なる存在だ。これに基づいて相続してきた伝統的な儀式を日本国憲法における政教分離の概念を持ち出して攻撃し、内容の変更を迫るのは革命的行為である。皇

15 エドモンド・バーク、『フランス革命についての省察』、234・235。

16 前掲、333・334。

17 前掲、527・528。

18 葦津珍彦、『日本の君主制』、(葦津事務所、2013)、7・9。

19 坂本多加雄、『坂本多加雄選集Ⅱ 市場と国家』、(藤原書店、2005)、51。

室は日本国のありようを体現する象徴である以上、その行事は単に宗教行事ではなく国家行事だ。ゆえに政教分離の概念を用いて伝統を破壊しようとするものから保守主義者は伝統と歴史を「保守」する立場にある。さらに保守主義者は皇室の伝統・文化を「保守」するだけでなく、皇室が国民と共に築き維持してきた自由な社会空間も「保守」する立場にある。

国民が自由な社会生活を営むためには安定した個人の財産が築かれることが重要であり、それは市場との関係を意味する。

私有財産を肯定する「保守」の立場から、個人に自由な経済活動が認められるのは当然のことである。自由な経済活動は社会に活気を生み出し、市場の規模を拡大させ国家の経済成長へとつながる。

市場経済は様々な属性、価値観を持つ個人間の信頼関係の構築によって形成され、それらは最終的に秩序を生み出し、個人は利益を得ることで安定した財産を築く。²⁰

しかし、時に市場は失敗する。なぜなら市場を構成する個人は完璧な存在ではないからだ。ゆえに政府は失敗に備えたセーフティネットを提供することで失敗による国益の損失を抑える必要がある。ここもバランスが重要であり、前提とされるべきは自由な経済活動を阻害しない程度の社会保障だ。国民がゆとりを保てる環境を維持するための経済状況を保つのが「既存の社会秩序」を維持する「保守」の立場であると言える。

保守主義者の使命

本論文では昨今見られるようになった「保守」という用語の乱用を問題として、イギリスの保守主義の概念を参考に日本の「保守」の内容を確認してきた。

イギリスのバークとセシルの議論から保守主義の原理を確認し、保守主義者が守るべき概念として「憲法」「財産」「既存の社会秩序」という

セシルの指摘のもとに日本の保守主義者が「保守」すべき内容を明らかにした。

「憲法」は成文法だけでなく、歴史を通じて築かれた慣習法も踏まえ、という観点から大日本帝国憲法において示された「保守」すべき「憲法」の内容と日本国憲法に内在する「非国体」の内容を確認し、「保守」は大日本帝国憲法を参考に改憲の立場を取るべきと論じた。

「財産」においては私有財産の保護は何よりも重要であるという観点から、「保守」は私有財産を否定する政党への抵抗と政府による行き過ぎた徴税を止めるという立場を取るべきと論じた。

「既存の社会秩序」においては皇室を国家体制の中心に据えた自由な社会空間を維持することが「保守」であることを前提に、「保守」は皇室が相続してきた伝統・文化を守り、自由な国民生活を維持する立場を取るべきだと論じた。

本論考によって日本の「保守」の内容が明らかになり、現在発生している「保守」という用語の自由な解釈による内容の混乱が正されることが好ましい。

現在の日本を取り巻く社会不安は、社会を混乱させる言説、事件を引き起こす要因となっており、私はこの状況に危機感を抱いている。しかし、歴史を見れば日本はこのような危機に幾度も直面し、その都度乗り越えてきた。歴史は過去の失敗も成功も記録しており、建国以来歴史が途切れたことのない日本において、参考になる記録は膨大なものである。

日本において今、最も必要な精神は「保守」の精神である。不安を脱却しようと安易な言説に同調し、伝統・文化にそぐわない新たな発明をするのではなく、歴史を見直し先人たちが子々孫々に何を伝え相続してきたのかを再確認し、対応する「保守」の精神が必要である。

本論文で確認した先人たちが「保守」してきた精神に則り、現在の危機を乗り越えるために国体を鑑み、日本国を主導していくこそ保守主義者の使命なのだ。

参考文献

- ・枝野幸男. 2021. 『枝野ビジョン』. 文藝春秋. 文春新書.
- ・エドモンド・バーク. 2020. 『フランス革命についての省察』. 二木麻里(訳). 光文社古典新訳文庫. 光文社.
- ・犬塚元. 2017. 『受容史・解釈史のなかのバーク』. 中澤信彦・桑島秀樹(編). 『バーク読本―〈保守主義の父〉再考のために』. 昭和堂. pp20・41.
- ・ヒュー・セシル. 1979. 『保守主義とは何か』. 栄田卓弘(訳). 早稲田大学出版部.
- ・美濃部達吉. 1965. 『憲法概論(新版)』. 有斐閣.
- ・宮沢俊義. 1967. 『憲法の原理』. 岩波書店.
- ・葦津珍彦. 2013. 『日本の君主制』. 葦津事務所.
- ・坂本多加雄. 2005. 『坂本多加雄選集Ⅱ 市場と国家』. 藤原書店.
- ・憲法条文・重要文書. 国立国会図書館. (最終閲覧日 2022年8月30日).

<https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html>